

## 回 答

団体名（万博工事未払い問題被害者の会）

（要望項目）

1. 命と生活を守るために、一刻も早く未払い工事代金の立て替え払いをしてください。

（回答）

- 建設業者間の未払い問題は、当事者同士で解決いただくことが基本です。
- 府では、建設工事の請負契約をめぐる紛争解決を目的とした「建設工事紛争審査会」を案内しています。
- また、未払いや支払い遅延等により、資金繰りにお困りの事業者の方には、事業者の規模や本社所在地等に応じて、府制度融資や政府系金融機関の融資制度等を案内いたします。
- 万博パピリオン建設工事における未払い金の立替払いにつきましては、民間事業者間の契約における紛争解決のために、税金を充てることは難しいと考えており、引き続き、万博協会と府で連携し、相談対応や紛争審査会、府制度融資のご案内等により対応していきます。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築振興課  
商工労働部 中小企業支援室 金融課

(要望項目)

2. 上記1が早期に実施できない場合、命と生活を守るために返済期間が長期の無担保無利子の緊急融資をしてください。

(回答)

- 本事象を含め、資金繰りに苦慮されている府内中小企業者に対して、金融機関、大阪信用保証協会と連携し、「府制度融資」により、円滑な資金供給に努めており、実情に応じ、「経営安定サポート資金」や「小規模企業サポート資金」などの融資メニューを提供しています。
- 本年4月からは「チャレンジ応援資金（金融機関協調支援型）」を創設し、金融機関による信用保証が付かない直接融資を引き出し、加えて、経営状況のモニタリング強化により、より一層の中小企業の金融支援及び経営支援に努めているところです。
- また、大阪府外の中小企業者に対しては、「日本政策金融公庫」や「所在する自治体の制度融資窓口」をご案内します。

(回答部局課名)

商工労働部 中小企業支援室 金融課

(要望項目)

3. 上記1. 2以外で大阪府ができる万博工事未払い被害者への救済や支援策をお示してください。

(回答)

- 相談対応について、相談者の負担を軽減するとともに、効率的な相談を実施するため、万博協会や大阪府、国などの関係者が、一体的に相談に応じる体制を構築し、運用しています。
- なお、パビリオン建設工事において、未払の事実及び無許可の業者の関与が確認できたものについて、建設業法第41条第1項に基づく勧告を行いました。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築振興課  
商工労働部 中小企業支援室 金融課  
商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課